

退職手当支給内申書

(元号) 年 月 日

殿

所属長

岡山県職員の退職手当に関する条例第 条の規定による退職手当を支給してくだ
 ださるよう証拠書類を添えて内申します。

退職当時の所	所属名	所属コード	所属電話番号 () -	
	所在地	〒		
退職当時の職名		退職(死亡) (元号) 年 月 日		年 月 日
ふりがな 氏名	職員番号		年齢	満 歳
	有・無	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで	年 月	
退職事由又は死因		1 定年 2 応募認定 3 一身上の都合 4 死亡 5 任期終了 6 その他()		
退職後の職業又は勤務先		1 なし 3 公務員(退職日の翌日から_____) 2 民間会社等 4 公務員(退職の翌々日以降から)		
退職後の住所 (退職手当送金先)		〒	電話番号 () -	
ふりがな 遺族の氏名		職員との続柄		
退職当時の月収額	給料表・級号給	・ 級 号給	備考	
	給料	円		
	教職調整額	円		
	給料の調整額	有・無 円		
	合計	円		

退職手当支給内申書

(元号) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山県教育委員会 殿

氏名は不要
(あっても差し支えない)

退職日

所属長

備前市立〇〇小学校長

岡山県職員の退職手当に関する条例第 3 条の規定による退職手当を支給してください。よう証拠書類を添えて内申します。

次頁の「適用条」を参照の上、記入すること

退職当時の所属	所属名	所属コード	備前市立〇〇小学校	所属電話番号
	所在地	〒 705-0022		備前市東

会計年度任用職員(フルタイム)は、「会計年度任用職員」と記入すること

退職当時の職名	教諭	退職(死亡)年月日	(元号) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
---------	----	-----------	---------------------

ふりがな	職員番号	びぜん じろう	年齢	満 ○ 歳
氏名	087654	備前 次郎		

過去の退職手当支給の有無及びその期間	有	(元号) 年 月 日 から	年 月
	無	(元号) 年 月 日 まで	

退職事由又は死因	1 定年 2 応募認定 3 一身上の都合 4 死亡 5 任期終了 6 その他()
----------	---

記入漏れに注意

退職後の職業又は勤務先	1 なし 3 公務員(退職日の翌日から 市費教員(退職手当通算しない職)) 2 民間会社等 4 公務員(退)
-------------	---

未定の場合は確実に郵便物の届く実家等を記入すること

退職後の住所(退職手当送金先)	〒 705-0021 備前市西片上2-3-4 (0869) 64-△△△△
-----------------	---------------------------------------

遺族の氏名	ふりがな
-------	------

給料表の記入漏れに注意
※会計年度任用職員(フルタイム)は空欄

退職当時の月収額	給料表・級号給	小中・2級○号給		
	給料	円		
	教職調整額	円		
	給料の調整額	有・無	円	
	合計	円		

特別支援学校の教育職給料表適用者、その他の校種の特別支援学級・通級担当者等は要確認

(5) 退職手当の種別

適用条	適用者	勤続期間	支給率等
3条	20年以上の自己都合	1～10年	(支給率) 100/100
	10年以下の定年	11～15年	(〃) 110/100
	公務外傷病	16～20年	(〃) 160/100
	10年以下の任期終了(※)	21～25年	(〃) 200/100
	10年以下の公務外死亡	26～30年	(〃) 160/100
	10年以下の通勤災害による傷病(公務外)	31年以上	(〃) 120/100
勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.7/100(調整率)(平成30年附則)			
	43年以上の自己都合 43年以上の公務外傷病 43年以上の任期終了(会計年度任用職員(フルタイム)のみ)		(支給率×調整率) 給料月額47,709
	19年以下の自己都合	1～10年の者 11～15年の者 16～19年の者	20年以上の自己都合の場合における 支給率×右の割合 60/100 80/100 90/100
該当する区分の支給率×83.7/100(調整率)(平成30年附則)			
4条	11～24年の応募認定(45歳以上50歳未満)	1～10年	(支給率) 125/100
	11～24年の任期終了(※)	11～15年	(〃) 137.5/100
	11～24年の公務外死亡	16～24年	(〃) 200/100
	11～24年の通勤災害による傷病(公務外)		
勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.7/100(調整率)(平成30年附則)			
5条	11～24年の定年・応募認定(50歳以上)	1～10年	(支給率) 150/100
	25年以上の定年・応募認定(45歳以上)	11～25年	(〃) 165/100
	25年以上の任期終了(※)	26～34年	(〃) 180/100
	25年以上の公務外死亡	35年以上	(〃) 105/100
	25年以上の通勤災害による傷病(公務外)		
	公務上の死亡 公務上の傷病		
勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.7/100(調整率)(平成30年附則)			
	36年以上の定年・応募認定(45歳以上) 36年以上の任期終了(※) 36年以上の公務外死亡 36年以上の通勤災害による傷病(公務外) 36年以上の公務上の死亡 36年以上の公務上の傷病		(支給率×調整率) 給料月額47,709
5条の3	20年以上の応募認定、公務上の傷病・死亡(45歳以上で定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者)	給料月額に定年までの残年数1年につき3%加算(59歳での退職者は2%加算)	

※ 支給率は、当該期間について1年当たりの支給割合である。

※ 支給率(調整率を含む)…平成30年度～

※ 任期終了の会計年度任用職員(フルタイム)については、勤続期間にかかわらず、3条適用となる。

※ 上記の表をわかりやすくまとめたものが、203頁の「退職手当事由別支給率表(調整率を含む)」である。